

令和8年度島根県観光キャラクター「しまねっこ」を活用したPR活動業務 提案競技実施要領

令和7年12月19日

1. 目的

島根県観光キャラクター「しまねっこ」を活用し、イベント出演とSNSでの情報発信を主軸とするプロモーションを実施することで、しまねっこを契機とした本県の新たなファン獲得、誘客促進及び効果的な情報発信を図る。

については、本要領により提案競技を実施し、業務の委託候補者を選定する。

2. 業務概要

(1) 業務名	令和8年度島根県観光キャラクター「しまねっこ」を活用したPR活動業務
(2) 業務内容	別添「令和8年度島根県観光キャラクター「しまねっこ」を活用したPR活動業務委託仕様書（提案競技）」のとおり
(3) 契約期間	契約締結日から令和9年3月31日まで
(4) 業務期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
(5) 委託料上限額	22,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 応募資格

この企画の提案に参加できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）もしくは単独の法人であること。
- (2) 参加する単独の法人若しくはコンソーシアムの構成員が、類似する業務の実績を有し、当該事業を的確に遂行する能力を有すること。
- (3) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと。
 - ①地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - ②地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ③国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - ④直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - ⑤島根県の区域内に事業所を有する者にあっては、県税の滞納がないこと。
 - ⑥島根県の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
 - ⑦複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、単独の法人として参加するなど、重複参加していないこと。
- (4) 島根県の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」又は「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立てまたは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。

4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加者から事前に参加表明書を徴収して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及び審査会への出席を要請する。

(1) 募集期間	令和7年12月19日（金）～令和8年1月7日（水）17時 ※参加表明書、企画提案質問書、企画提案書、誓約書は、県観光振興課のホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配付する。
(2) 企画提案の参加表明書の提出	企画提案に参加するものは、参加表明書（様式1）、誓約書（様式2）を令和8年1月7日（水）17時までに持参または郵送により1部提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9時から17時（土・日・祝日・令和7年12月27日から令和8年1月4日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。
(3) 参加資格通知予定日	令和8年1月14日（水）
(4) 質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず企画提案質問書（様式3）にて、令和8年1月7日（水）17時までに持参またはメールにより提出すること。
(5) 質疑の回答予定日	令和8年1月14日（水）
(6) 質疑の回答方法	・企画提案の参加資格があると通知した者に対して、各参加者の質疑を取りまとめてすべて同じものを回答する。 ・参加表明書に記載された連絡担当者に対してメールにより送信するので、必ずメールアドレスを記載すること。 ・メールアドレスの誤記載及び各社内で受信したものとの伝達の不備等により生じた不利益については関知しない。
(7) 企画提案書提出期限	令和8年1月23日（金）17時
(8) 審査会予定日	令和8年1月29日（木）予定 ※日時及び場所については、参加資格通知者に別途通知する。 ※提案者ごとに、企画提案書によるプレゼンテーションの後に、審査委員からの質問時間を設定する。 ※状況に応じ、審査日は変更となる場合がある。
(9) 委託候補者の決定	令和8年2月初旬を予定
(10) 提出先及び問い合わせ先	島根県商工労働部 観光振興課 観光宣伝係 担当：加藤、佐伯 〒690-8501 島根県松江市殿町1 TEL：0852-22-6757 FAX：0852-22-5580 E-mail：kankou@pref.shimane.lg.jp

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1)作成方法	<ul style="list-style-type: none"> 提案競技仕様書の記載内容に留意の上、企画提案書（様式4）により作成する。 ※様式4の内容が盛り込まれていれば、独自様式による提出も可とする。 ・用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とする。 ※図表等は必要に応じA3版の折り込みも可とする。
(2)提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本書6部を令和8年1月23日（金）17時までに持参又は郵送により提出すること。 ・あわせて、本書のデータを上記の期日までにメールにより提出すること。 <p>※持参の場合の受付時間は、9時から17時（土・日・祝日・令和7年12月27日から令和8年1月4日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。</p>
(3)その他の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書（押印不要）を企画提案書（6部）の末尾にそれぞれ綴り込むこと。 ・見積書の宛名は「島根県知事 丸山達也」とし、貴社代表者の職氏名を記載すること。
(4)その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの ②作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの ⑤虚偽の内容が記載されているもの ・企画提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、1提案あたり10,000円（消費税等含む）を支給する。ただし、受託者及び資格審査により参加資格のないとしたものに対しては支給しない。企画提案にかかる経費は、受託者が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座へ振り込む。 ・複数の企画提案は認めない。 ・提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。 ・企画提案の採否は、文書により通知する。 ・採用した提案は、内容の一部を変更する場合がある。 ・本要領に基づき提出された書類は返還しない。

6. 審査方法等

(1)審査方法	<ul style="list-style-type: none"> 企画提案が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。 審査会において、次項の審査内容に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者（1者を予定）を本業務の委託候補者として選定する。 審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。
(2)審査内容	<ul style="list-style-type: none"> ①イベント等出演対応の実施体制【配点20点】 <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等の出演スタッフについて、人材の確保や派遣が速やかに行える体制となっているか。 ②SNSを活用した情報発信業務に係る提案【配点20点】 <ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的、内容等を十分に理解した上で、目的達成に効果的な提案がされているか。 ・各SNS媒体の特性等を活かしたコンセプトの提案がされているか。 ③独自企画の提案【配点20点】 <ul style="list-style-type: none"> ・独自の発想に基づく企画が提案されているか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・しまねっこへの興味・関心を高め、話題づくりや新たなファン獲得につながる提案となっているか。 <p>④スケジュール【配点 10 点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各業務に係る年間計画が、企画から実施まで具体的に示されているか。 <p>⑤目標（成果指標）及び効果検証方法【配点 10 点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標の設定及び効果検証の実施方法は適切か。また、実現可能な指標となっているか。 <p>⑥業務遂行能力【配点 10 点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務を迅速に遂行するために適切な運営・管理体制が整っているか。 ・県との連絡窓口が明らかになっており、要請に応じて即時に対応できる体制が整っているか。 ・イベント出演やSNSでの情報発信に必要なノウハウを持つスタッフが手配できる体制となっているか。 <p>⑦類似実績・専門知識【配点 5 点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の実績や専門知識等を活かした提案となっているか。 <p>⑧見積金額【配点 5 点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託の目的に照らし、費用対効果の観点も含めて、最大限の成果を期待しうる適正な見積金額となっているか。
(3)応募者への採否通知	令和8年2月初旬以降、提案者全員に通知する。

7. 契約手続等

(1)委託料上限額	22,000千円（消費税及び地方消費税を含む） ※上記委託料には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県との打合せに要する費用を含む。
(2)契約方法等	受託候補者と仕様書の内容、委託料等について協議のうえ、委託契約を締結する。
(3)委託料の支払	原則として精算払とする。 ただし、契約に基づき、契約額の3割以内を前金払ができる。
(4)一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
(5)契約保証金	契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を適用する。
(6)個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
(7)契約書及び仕様書	別途作成・指示する。
(8)契約情報の公表	契約に係る情報の公表に関する要領に基づき、不落の場合であっても入札参加者名（見積書提出者名）及び入札金額（見積金額）を公表することがある。